

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月8日

福島県知事 内堀 雅雄

工事（委託業務）番号	第 24-32031-0007 号
工事（委託業務）名	くろがね小屋建替（建築）工事
質 問 事 項	
<p>1 共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の考え方について 入札公告によると工期1320日（44か月）とあり、また、金額抜き設計書には工期36か月（休工期間を一部含む）と記載。1期から4期に渡る工期設定（冬季の休工期間を見込んだ上での工期と推察され、実働は26から27か月と想定される。）されておりますが、共通費算出の際、休工期間中の数値取扱い及び工期設定をどう考えればよろしいでしょうか？</p> <p>2 待避所等の設置について 工事用道路となる登山道については「待避所はない」とされていますが、工事用関係車両が小型とはいえ、上り下りの交互通行と登山客の安全を確保するため要所に小規模でよいので待避所や車両の回転場が必要であります。そこで ① 登山道路の貸付用地内または新たな貸付や一時使用により待避所（車両が交差又は方向転換できる程度）を設置することは可能でしょうか。 ② また、その設置費用は変更対象としていただけるでしょうか。 御教示願います。</p> <p>3 路面の改修や維持管理について 工事用道路となる登山道の路面に凹凸の激しい部分や、荷積みの車両が困難と思われる縦断勾配がきつい急カーブがあります。また、高圧ケーブル（接続箱）が埋設されており、工事用車両通行による損傷が懸念されます。さらに登山客の安全な歩行のため日常の路面管理や冬越し後の路面損傷の補修等を行う必要があると考えます。そこで ① 一部縦断勾配やカーブの修正や高圧ケーブル損傷防止のための工事等は可能でしょうか。 ② 越冬直後の路面損傷対策、日常の路面管理対策は別途協議に応じていただけるでしょうか。 ③ その際、上記①②にかかる必要な費用は変更の対象としていただけるでしょうか。 御教示願います。</p> <p>4 登山客の安全のための交通誘導員の配置等</p>	

工事用道路となる登山道は登山客の安全な往来が最優先となります。登山客が多い期間や資機材運搬車両が多くなる時期に要所への誘導員の配置、先導車が必要となることも想定されます。誘導員及び車両について協議の対象としていただけでしょうか。御教示願います。

5 仮置き場について

使用できる区域と基本構造は設計で示されていますが

- ① 「仮置き場の借地料は県で対応」とされていますが、いつから使用可能なのでしょうか。
- ② 湿地帯の地耐力は、どの程度あるのでしょうか。また、植物等の保護を優先しながらも構造上安全な置場として利用するため、さらなる地盤沈下対策等が必要となった場合、その構造や費用は変更の対象となるのでしょうか。

御教示願います。

6 建築貸付区域と登山道貸付区域の関係について

建築貸付区域(敷地貸付範囲図の HX4 付近)と接続する登山道貸付区域の関係が不明瞭です。建築貸付区域と登山道の貸付区域を示す関係図面を御教示願います。

7 希少野生動植物について

建築工事の貸付区域又はその周辺で希少動植物は確認されているでしょうか。御教示願います。(くろがね小屋、仮置き場、資材置き場、及び登山道周辺)

8 建物貸付区域内の立ち木伐採について

設計では、伐採の木の種類や本数が示されていますが、貸付区域内にあるその他の低木や植物、もしくは動物等生物は自由処分でのよいのでしょうか。移植、または仮移植する必要がある樹木等はないのでしょうか。国有林または国立公園第一種特別地域での許可は必要でしょうか。御教示願います。

9 建物貸付区域内での施工ヤードの確保

施工ヤードを確保するため必要となる切土や盛土について防災対策をすることを前提として任意にできるのでしょうか。御教示願います。

10 仮設トイレの設置管理について

「計画地にはトイレはない」ことから仮設トイレを設置する場合、仮設トイレは日々持ち帰りとするのか、汚水タンクの管理上支障ない限り一定期間存置してよいのか等協議の対象となるのか御教示願います。

11 登山客の一時通行止めについて

「登山道は封鎖しない」とありますが、ヘリコプターによる資材搬入日や重機運搬日等、工種や工程上登山道路を一時的に、通行を制限する措置をすることは協議の対象となるか御教示願います。

12 環境省許可関係

環境省への建築許可申請の関係で、解体工事の実質着工可能日はいつでしょうか。御教示願います。

13 太陽光パネル

くろがね小屋に設置されている太陽光パネルを休憩所等の電源として利用可能でしょうか。御教示願います。

14 機械・電気工事との調整

機械・電気工事にかかる仮置き場や休憩所は、どこに設置されるのでしょうか。また、機械・電気工事の資材運搬や作業員運搬は建築工事の資材運搬等に支障にならないのか御教示願います。

15 作業員の運搬

「人の移動は車両及び徒歩」と記載されていますが、徒歩となる工種・人数を御教示願います。

16 建築工事特記仕様書(9)【A-12】の『施工条件 建築 設備工事』にて、3. 工事用道路・登山道関係の欄に「1)くろがね小屋までの登山道は幅 2mを確保し車両の通行可能。」、8. 運搬条件では「3). 物の運搬はキャリアダンプ (2.5t 積)。木造工事及び屋根工事については2tトラックでの運搬とする」と記載がございますが、記載の車両での搬出入が困難でヘリコプターに変更しなければならない場合、協議は可能と考えて宜しいでしょうか。同様に 9. 想定重機の欄に「建築工事および解体工事 1)バックホウ 0.2m<sup>3</sup> (自走)。」「建築工事および解体工事 2)カールン 2.9 t 吊り (自走)。」についても、自走にて計画地までの運搬が困難で、ヘリコプターでの運搬に変更しなければならない場合、協議は可能と考えて宜しいでしょうか。合わせて御教示願います。

17 ヘリコプター運搬についてコンクリートを打設する際の荷下ろし場所はどこを想定しているのでしょうか。またヘリコプターによる風(ダウンウォッシュ)の影響はないのでしょうか。御教示願います。

18 気象条件(悪天候による作業中止)や資機材・重機の運搬方法の変更に伴い工期が延長となる場合、協議は可能でしょうか。御教示願います。

19 本工事は入札時積算数量書活用方式の対象工事の為、積上共通費の数量・項目等に変更があった場合、協議は可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。

20 建築工事特記仕様書(9)【A-12】の『施工条件 建築 設備工事』にて、7. 工事用水・電力の欄に「1)工事用水は、くろがね小屋付近の沢の水のみ利用可能。」と記載がございますが、フレッシュコンクリート、モルタルなどの材料としての利用は可能でしょうか。また、中和処理など水質改善が必要な場合、協議は可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。

21 設計書について、共通仮設費(積上)の項目「資材置場借地料:27ヶ月」の閲覧単価が「非公表」となっております。開示して頂く事は可能でしょうか。御教示願います。

22 仮設資機材や既存の解体材は工事中止期間も計画地に養生のうえ集積しておくことは

可能でしょうか。御教示願います。

23 工事期間が複数年度にまたがっておりますが、監理技術者、主任技術者、現場代理人の変更は可能でしょうか。御教示願います。

#### 回 答 事 項

- 1 図面 A-12 の概略工事工程表（参考）により、各年度の 5 月から 11 月までの期間の他、積雪のため現場立入りができない休工期間（各年度の 12 月から 4 月までの期間）のうち、仮設工事の準備、木材の加工及び内部建具の製作期間を積算工期としています。これにより、共通費を算出する際の積算工期は全体で 36 か月としています。
- 2 ①待避所を設置する場合には、県から環境省への協議等が必要であり、設置の可否については協議の結果によります。  
②費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 3 ①工事等を行う場合には、県から環境省への協議等が必要であり、工事等の可否については協議の結果によります。  
②現地の状況に応じ協議の対象とします。  
③費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 4 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 5 ①令和 7 年 4 月 1 日から使用できるよう、関係機関と協議中です。  
②湿地帯の地耐力は不明です。地盤沈下対策等を実施する場合には、県から環境省への協議等が必要であり、実施の可否については協議の結果によります。費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 6 図面 A-14 の敷地境界線の範囲内が建築貸付範囲であり、HX4 付近の敷地境界線は登山道に接続していますので、資材の搬入等は可能です。
- 7 希少野生動植物の生息・生育情報があることを確認しています。
- 8 図面 A-70 により、新築工事の際の足場の設置範囲内にある支障樹木の伐採を行うこととしております。その他伐採等行う場合には、県から環境省への協議等が必要であり、伐採等の可否については協議の結果によります。費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。動物等生物が確認された場合は、速やかに監督員に報告してください。
- 9 切土や図面 A-71・72 以外の盛土を行う場合には、県から環境省への協議等が必要であり、切土や盛土の可否については協議の結果によります。費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。

- 10 仮設トイレを持ち帰りとする場合は、環境省への協議等は不要です。仮設トイレを存置する場合は、県から環境省への協議等が必要であり、設置の可否については協議の結果によります。費用については、現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 11 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 12 契約日から解体工事に着手可能です。
- 13 作動するかどうかは不明です。再利用できる場合は、監督員に協議してください。
- 14 機械・電気工事に係る仮置き場や休憩所についても図面 A-73・74 のとおり、建築工事等で設置等するものを使用することとなります。資材運搬や作業員運搬については、各工事間での調整が必要となります。
- 15 見積単価を徴収する際の条件として、作業員の移動は車両及び徒歩としています。徒歩となる工種・人数の内訳はありません。
- 16 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 17 荷下ろし場所については、コンクリートの打設箇所周辺に設置する生コン受けホッパーとしています。ヘリコプターによる風の影響については、A-75 の本工事における注意事項 2. のとおりです。
- 18 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 19 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 20 沢の水が利用できるかどうかは不明です。利用できる場合は、監督員に協議してください。
- 21 非公表となります。地権者に確認してください。
- 22 現地の状況に応じ協議の対象とします。
- 23 監理技術者又は主任技術者の変更については、入札説明書の 13 (5) ケ「監理技術者等の途中交代」のとおりです。現場代理人の変更については、必要に応じ協議してください。

なお、総合評価方式（標準型）における技術提案書において、若手・女性技術者の配置の項目で加点を受けた場合、加点対象となった監理技術者、主任技術者又は現場代理人は、変更後においても若手・女性技術者とする必要があります。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。